

独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律の概要

趣 旨

意欲と能力があるにもかかわらず、経済的事情により高等教育への進学を断念せざるを得ない者の進学を後押しするため、給付型奨学金制度の創設に係る必要の措置を講ずる。

【関連閣議決定等】

- ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）
- 未来への投資を実現する経済対策（平成28年8月2日閣議決定）

概 要

<学資の支給>【第3条、第13条、第17条の2及び第17条の3、新旧P1・2・4】

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の目的及び業務として「学資の支給」を位置づける。
- (2) 機構は、特に優れた学生等であって経済的に極めて修学に困難があると認定された者に対して学資の支給を行う。
他方で、学生等の学業が著しく不良となった等の場合には、学資支給金を返還させることができることとする。

<学資支給基金の創設>【第23条の2及び第23条の3、新旧P5・6】

- (3) 学資の支給に係る業務等に要する費用に充てるため、「学資支給基金」を設け、当該基金を充てる業務について区分経理を行うこととする。

施行期日

平成29年4月1日（注）

（注）平成29年度進学者に対して一部先行的に実施
平成30年度進学者からの本格的な実施に向けて、平成29年4月より予約採用の手続を開始

【参考】支給の対象、金額、規模について（予定）

（対象となる要件）

- 支給対象となる学校種は、大学（学部）、短期大学、高等専門学校、専門学校
- 支給対象者は、住民税非課税世帯で一定の学力・資質要件を満たしている者

（支給額）

- | | | |
|--|---------|-----------------------|
| ・ 国立・公立に自宅から通学する者 | : 月額2万円 | } ← 平成30年度
進学者から支給 |
| ・ 国立・公立に自宅外又は私立に自宅から通学する者 | : 月額3万円 | |
| ----- | | |
| ・ 私立に自宅外から通学する者 | : 月額4万円 | } ← 平成29年度
進学者から支給 |
| ・ 社会的養護が必要な学生等（児童養護施設退所者等）
については、上記の該当する額 | | |
| ※ 社会的養護が必要な学生等には、加えて、24万円を入学時に支給。 | | |

（対象規模）

本格実施となる平成30年度以降は1学年あたり約2万人を想定（一部先行的に実施する平成29年度においては、約2,800人が見込まれている）